

お知らせ

成年被後見人の印鑑登録資格が改正されました

改正の趣旨

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、国の「印鑑登録証明事務処理要領」の改正を受け、当市の印鑑条例の登録資格を改正しました。

改正後の印鑑登録の資格

新規登録をする場合

成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合は、当該成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限り、申請が可能になります。

現在、印鑑登録をしている者が、成年後見制度開始とされた場合

法務局の登録事項通知書により、印鑑登録事項は職権で抹消されます。改めて、当該成年被後見人ご本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限って、申請した時は、印鑑登録ができます。

必要書類のほか、詳しい手続き方法は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

担当 弘前市役所 市民課 受付係

電話 0172-35-1113(直通)